

【鳥の劇場】

ヒアリング票

1. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施について

(1) 劇場、音楽堂等の運営にあたっては、運営方針(※)を明確化し、それに沿って事業を実施することが望ましいと考えますが、貴劇場においては運営方針をどのように定め、どのような内容で取り組まれていますか。また、その運営方針をどのような方法で県民や市民に伝えていきますか(例：ワークショップの開催など)。

※「運営方針」とは、例えば、世界に優れた日本の芸術作品を発信する拠点とすることや、全ての市民が日常的に実演芸術に触れられる機会を提供すること、子どもたちに本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することなどといった、各劇場、音楽堂等の目指すべき方向性や理念、使命を定めたものであって、事業計画等のベースとなる運営についての基本的考え方を指します(運営方針とあわせて、事業計画等の現物もご提供ください)。

鳥の劇場では、芸術監督を中心に事業年度ごとの活動方針を定め、それにもとづいて年間のプログラミングを行っている。

今年度の運営方針は、「劇場にできること-ここで生きる人たちのために、これから生きる人たちのために」とした。演劇の創作と招聘を軸に、他分野の芸術家とも連携し、地域の活性化、国際交流、教育・福祉との関わりを深化させて、地域に不可欠なアートセンターとして、人間の生きる意味を捉え直す場となることを目指している。この方針を鳥取県、鳥取市と共有するとともに、鳥の劇場サポーター報告会、公演時のアフタートーク、ニュースレター(鳥の劇場通信)などを通じて、広く観客、地域住民等に発信し、意見を求めている。

(2) 劇場、音楽堂等における運営方針の明確化を促進するにあたり、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

国が劇場・音楽堂に対して支援を行うにあたり、満たすべき一定の基準は必要だと考えるが、運営方針の内容や方針策定・評価の方法は、各劇場、各地域ごとに異なってもよいと思う。明確化は促進すべきだが、均質化は避けるべきだと考える。劇場のあり方の多様性を促進するものであって欲しい。

2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保(配置)について

【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等が十分に機能を発揮するためには、それぞれの設置目的や事業等に応じて、専門的な能力を有する人材(専門人材)を確保することが重要であると考えますが、現在、貴劇場にはどのような専門人材が配置されていますか。

運営面の専門人材として、芸術監督、マネジメント担当者、技術スタッフを配置している。また、芸術部門では、俳優、演出家、音楽家、ダンサーが常時勤務できる体制となっている（運営スタッフと芸術スタッフは一部兼務）。

(2) 現在、貴劇場において、専門人材の配置に関し、工夫されていることがあれば、記載してください。（採用形態、任期、専門分野、人材の発掘等）

財政的な制約も理由ではあるが、一人のスタッフが自分の専門分野だけでなく、劇場運営（創作も含めた）にかかる幅広い仕事への理解を持つことを促している。複数分野の仕事を兼務することで、劇場の社会的役割について、理解が深まる。

(3) 現在、貴劇場が抱えている課題を解決するために必要な専門人材はどのようなものだと考えますか。（複数回答可）

（例：地域のニーズ把握のため→地域文化コーディネーター、
公演の企画（買取）のため→アートマネジメント人材、
劇場経営のため→外部資金獲得担当の人材 等）

- ・国際交流のためのネットワーク構築のためのアートマネジメント人材
- ・資金獲得だけでなく、財務全体をマネジメントできるアートマネジメント人材
- ・招へい公演などに対応するための、コーディネート力を備えた技術スタッフ（テクニカル・コーディネーター）
- ・自主制作した作品を他劇場や海外につなぐ営業的なスタッフ
- ・教育について熟知し教育現場との関係を発展させるスタッフ

(4) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる専門人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

劇場は、立地する地域によって果たすべき役割が異なる部分がある。技術スタッフなどは、一定一律の基準で必要な能力が確保されるべき。しかし特にソフト部分のスタッフは、劇場の色が明確に出た方がよい。例えば、鳥の劇場では、地域における劇場の役割として、学校等でのアウトリーチ活動の比重、重要性が増しており、それに応じた能力、ノウハウが演出家、俳優、アートマネジメント担当者にも求められるようになってきた。

(5) 現在、貴劇場において、専門人材の養成に関し、取り組んでいることがあれば、記載してください。貴劇場のスタッフの養成だけでなく、外部（他の劇場のスタッフ等）に対する研修等を行っている場合には、それについても記載してください。

劇場のスタッフは、基本的にオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通して学んでいるが、可能な限り時間を取って勉強会や他劇場の視察など、異なる視点で学ぶ機会を設ける様にしている。外部の人に対しての養成プログラムは、なかなか実施する余裕がないが、「鳥の演劇祭」（毎年9月ごろ実施）では、大学生、大学院生を含めて、鳥取県内外の制作、技術スタッフを積極的に受け入れている。

(6) 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

二つの方向、流動化の促進と劇場の個性の育成。
 人材の流動性を高めることは必要。国内の人材交流（アートマネジメント、舞台技術、俳優、演出家）を活発にする旨を入れていただきたい。現状では、公共ホール間の交流はあっても、例えばフリーランスの人たちや民間（NPOなど）の従事者との交流は、極めて少ないと感じる。
 一方で、劇場の個性を醸成するためには、劇場独自の人材育成、ある程度の人材の固定化も必要である。両者のバランスが取れるように。

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴劇場の運営に当たって、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

鳥取大学との連携。特に同大学の地域学部附属芸術文化センターとの接点が多い。アートマネジメント専攻の研究者が鳥の劇場及び鹿野町を対象とした調査活動を2回行っており、劇場側もその結果を運営に活用している。厚労省のワークショップデザイナー養成プログラムも実施。地域の人材育成のために、芸術分野ということに特化しないで広く連携を広げている。

(2) このほか、大学等の教育機関との連携に係る取組で、今後新たに考えられるものがあれば記載してください。

上記の芸術文化センターの教員は、自身が演奏家や作家である人が多く、劇場との連携は密であっても、研究機関との連携とは言い難い。今後は、芸術以外の分野（例えば地域社会学、教育心理学など）との連携を一層拡大したい。
 また、鳥取県の教員の研修機関である鳥取県教育センターと、演劇が小中高校生の学びにどのように効果を発揮できるかを考える研究会を今年から立ち上げた。これは、ただ発表会の舞台を創作するというのみを目指すものではなく、現在問題視されている身体的な体験の不足、身体的な思考能力の不足について、演劇を通じて考えようというものである。

(3) 大学の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

すでに現場でキャリアを積んでいる人たちを対象とした、「学び直し」の機会の拡充を入れていただきたい。日本の舞台芸術界では、独学や現場で学んだ人たちが大多数であり（当劇場のスタッフも含めて）、その現場主義は非常に有益ではあるが、一定の実務期間の後に体系的な学び直すことは重要だと考える。

3. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の実施に努めることが重要ですが、貴劇場において、教育普及活動について取り組んでいることはありますか。また、今後、どのような教育普及活動が必要だと考えますか。

子どものための取り組み

舞台芸術に触れる機会を提供するためのアウトリーチ活動については、教育現場を中心に、多くの取り組みを行っている。（内容については別紙参照。）鑑賞者の拡大については、さまざまな取り組みを行っているものの、改善の余地は大きい。

大人のための取り組み

顔の見える関係の構築を基本にして

子どものための上演を通じて大人を巻き込む。

劇場での演劇以外の多様なプログラムの実施。

参加型プログラムの実施。

(2) 貴劇場において、教育普及活動を行うに当たっての課題があれば、記載してください。

時期的な問題 アウトリーチ活動については、学校などの場合、先方のスケジュールに沿って行われることが多く、時期が集中してしまうことが多い。

単価が安い 施設や学校単独での実施の場合は、予算的な制約が大きく、教育委員会との連携など重要だと考える。

実施回数に限りがある。

教員の理解の不足。

(3) 劇場、音楽堂等は、個人の年齢や性別、個人を取り巻く社会的状況等に関係なく、全ての国民に開かれた場であることが重要ですが、貴劇場を通して、障害のある方やご高齢の方などに文化芸術に親しむ機会を提供する工夫をしている場合には、記載してください。（例：各施設での訪問コンサートの開催など）

劇場へのアクセスという点では、託児や送迎の実施、聴覚しょうがい者への字幕対応など、バリアフリー化を積極的に行っている。

知的障がいを持った人たちとのワークショップなども、継続的に行っており、障がいのある人とともに作る作品に挑戦する予定。

鳥取県の支援を得て、障がいのある人のアート作品を展示する小さいギャラリーを作る。

海外の障がいのある人による優れた作品を招聘予定。

平成26年の全国障がい者芸術文化祭での舞台芸術を通じた関わり。

(4) 教育普及活動について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

プログラムの実施についてはアイデアやノウハウの蓄積が可能であり、それらを実践しているところである。ただ、劇場へのアクセスを改善させるためにハード面で必要なことは、鳥の劇場のように公設でない劇場にとっては大きな障壁となっている。この点についても、ぜひ支援対象としてご検討いただきたい。

4. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等が他の劇場、音楽堂等や文化芸術団体等とネットワークを構築し、これを活用することは、劇場、音楽堂等の運営に当たり、多様な活動を行うための有効な方策のひとつですが、貴劇場において、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とのネットワークや連携に係る取組（フランチャイズ、レジデンス、芸術提携等）がありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。また、ない場合には、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とネットワークの構築や連携に係る取組を実施することにメリットを感じるかなどのお考えを記載してください。

劇場間のネットワーク構築は、意義があることだと思う。ただ現状では、公共ホールとの連携を図ろうとしても、予算規模があまりにも異なったり、スケジュールのずれがあることが多い。公共ホールであれば、一定期間前に事業の予定を組むことが可能であるが、当劇場のようなNPOによる運営の場合は、どうしても補助金・助成金の結果を待ってから、ということが多い。その意味でも、国の補助金の採択結果の通知時期を前倒ししていただければ、状況を改善させることができると思う。

(2) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行っていますか。行っている場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）を記載してください。

巡回公演や招へい公演の受け入れの場合、自主制作公演に比べて劇場の財政的負担がどうしても大きくなってしまいます。現状の劇場支援スキームでは、補助率（1/2）があることも関係している。このため、ここ1、2年では劇場主催の招へい公演は行わず、「鳥の演劇祭」に集約させる傾向にある。

(3) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行うに当たり、支障となっている事項を記載してください。

上記(1)、(2)参照

当劇場で制作した作品の巡回は、鳥の劇場を国内外にアピールし、また自己資金獲得のための重要な機会であるが、年間の予定が非常に多く、そのための時間が非常に取りづらい。

(4) 国立劇場又は新国立劇場との連携について、具体的な提案があれば記載してください。（例：企画制作のノウハウ、舞台技術等）

特になし

(5) 他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等との連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

「鳥の演劇祭」において海外団体を招聘する際に、先方が日本での巡回ツアーを希望することが多い。国によっては、渡航費の支給にあたり、公演場所の数を要件に入れているところもある。ただ、現状では国内の劇場間のネットワークが弱いため、作品の紹介を相互に行うことが一部劇場に限られる。これは、国内の作品についても同様だと考える。国内外の良質の舞台作品の流通を促進させる旨を、是非入れていただきたい。

決定システムの問題も大きい。予算の執行権とプログラムの決定権が同じ人にあるように促進して欲しい。それによって、ダイナミックでユニークなプログラミングが可能となる。

5. 調査研究機能の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等のより円滑な運営、機能の向上等に関し、どのような調査研究を行っていますか。また、今後、どのような調査研究を行うべきと考えますか。（例：今までに実施された公演の調査分析等）

劇場独自の調査としては、観客を対象としたアンケートを毎回実施している。それ以外では、前述の鳥取大学研究者による調査がある。

(2) 調査研究機能の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場が大学等の研究機関に調査を依頼するなどの場合、省庁を横断するような支援スキームも必要になるのではないかと思います。

6. 劇場、音楽堂等の経営の安定化について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安定的な経営を行うために、どのような取組を行っていますか。

安定的な収入という意味では、サポーターからの寄付（一口 5,000 円、平成 23 年度実績：353 人/917 口）や入場料収入などが、劇場の全収入に占める割合は高くないものの、最も安定していると言える。それ以外の安定財源を探す必要があると同時に、観客や地域住民との信頼関係を構築、維持していくことが肝要だと考える。

(2) 劇場、音楽堂等の経営の安定化について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

国等の補助金が、事業の赤字を補てんするという考え方に基づいている場合、間接的にはあるが補助を受ける団体の経営の安定化を逆行させる場合がある。補助事業の考え方を見直すと同時に、健全経営を採択を受ける要件としてもよいのではないだろうか。
都道府県、市町村行政による財政安定のための積極的な関与を、民間の劇場についても求めることはできないか。

7. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような取組をしていますか。（例：定期的な避難訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等）また、安全管理についてどのような点が不十分だと考えますか。

技術スタッフを中心に、劇場で仕事をするスタッフへの注意、周知徹底など。ただ、体系的な安全計画などは策定しておらず、改善が必要だと考える。

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

安全基準に関しては、統一されたものが必要だと思う。同時に、鳥の劇場のように、休眠施設や他の目的のため建てられた施設を劇場に転用するケースが今後増加するだろうことを考えると、そのようなケースに対応できる基準作りも必要だと考える。

8. 要望や苦情等への対応向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の運営に関する要望や苦情対応のために取り組んでいることはありますか。

サポーター報告会や公演のアフタートーク、また地域の住民が集まる会合等に出席して、劇場運営への意見を求めるように努めている。
地域住民、観客との顔の見える関係の中で、トラブルをプラスの関係に変えていく姿勢を常に取っている。

(2) 要望や苦情対応への対応向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特になし

以上